

利用できる制度一覧（精神障害者保健福祉手帳）

優遇される内容		手帳の障がいの程度			申請の窓口
		1 級	2 級	3 級	
税 制 上 の 優 遇 措 置	所得税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 40万円	控除額 27万円	控除額 27万円	小田原税務署 （給与所得者は勤務先） Tel 35-4511 ※確定申告（給与所得者は年末調整）時に 申告書に手帳所持の旨を記入します。
	所得税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 35万円	—	—	
	市・県民税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 30万円	控除額 26万円	控除額 26万円	市民税課 Tel 33-1351 ※給与所得者は年末調整で、その他の人は 確定申告で自動的に市で控除されます。
	市・県民税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 23万円	—	—	
	350万円以下の預貯金等の利子所得の非課税 （マル優制度）	○	○	○	各銀行、郵便局等
	相続税の障害者控除	○	○	○	小田原税務署 Tel 35-4511
	贈与税の非課税	○	○	○	小田原税務署 Tel 35-4511
	自動車税	○	—	—	神奈川県税事務所 （小田原合同庁舎2F） Tel 32-8000（代）
	軽自動車税	○	—	—	市税総務課 Tel 33-1345
医 療 ・ 手 当 等	重度障がい者医療費助成制度	○	—	—	障がい福祉課 障がい福祉係 Tel 33-1461
	特別障害者手当	別途診断書により認定されます。 個別にご相談ください。			
	障害児福祉手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給）				
	特別児童扶養手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給）				
	小田原市中心身障害児福祉手当 （20歳未満の障がい児の保護者に支給）	○	○	—	
	神奈川県在宅重度障害者等手当	○ その他条件あり	—	—	
	後期高齢者医療制度の利用 （65歳から対象）	○	○	—	保険課高齢者医療係 Tel 33-1843
	生活保護の障害者加算 （生活保護受給中で、初診から1年6か月を経過している場合）	○	○	—	生活援護課保護係 Tel 33-1463

優遇される内容			手帳の障がいの程度			申請の窓口
			1 級	2 級	3 級	
公 共 料 金 の 割 引 等	鉄道運賃割引（令和7年4月1日より） （第一種：本人と介助者1名）（第二種：本人のみ）		第一種	第二種	第二種	事前に各会社にお問い合わせください。
	タクシー運賃の1割引		○	○	○	
	国内航空運賃の割引 （本人及び介護者1名まで）		○	○	○	
	バス運賃の割引		○	○	○	
	公共・文化施設の利用料の割引（映画館、博物館等）		○	○	○	事前に各施設にお問い合わせください。
	福祉タクシー利用券（在宅の方） ※自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方		○	—	—	障がい福祉課 障がい福祉係 Tel. 33-1461
	県営水道料金の減免 （橋地区及び国府津地区の一部）		○	一部○ 重複障がい	—	神奈川県企業庁水道局平塚営業所 Tel. 0463-22-2711
	県営住宅への入居当選率の優遇		○	○	○	神奈川県土地建物保全協会 Tel. 045-201-3673
	駐車禁止除外指定車の指定		○ 1級で自立支援医療の利用者	—	—	小田原警察署交通課 Tel. 32-0110
	携帯電話基本使用料等の割引		○	○	○	各携帯会社
	NHK放送受信料の減免	全額免除 （世帯全員が市民税非課税）	○	○	○	障がい福祉課 障がい者福祉係 Tel. 33-1446
		半額免除 （世帯主かつ受信契約者）	○ （世帯主かつ受信契約者）	—	—	NHKコールセンター（問い合わせ） Tel. 0570-077-077